

教 県 第 1 2 0 - 2 号

令 和 2 年 5 月 2 7 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について、下記のとおり改めます。

つきましては、事務の取扱いを適切に処理するようお願いします。

なお、令和2年3月31日付け教県第1113-2号の通知は、令和2年5月31日限りで廃止します。

記

1 改正の内容

(1) 第11 特別休暇関係

4 妊娠障害休暇関係

新型コロナウイルスに感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるという事実を本人からの申出により確認できる場合、妊娠障害休暇として承認できることとした。（(5)関係）

(2) その他規定の整備

2 施行期日

令和2年6月1日

担当：県立学校人事課学事担当 池田

電話：048-830-6735

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
第1～第10 (略) 第11 特別休暇関係 (条例第15条、規則第12号第1項) 1～3 (略) 4 妊娠障害休暇 (規則第12条第1項第4号) (1)～(4) (略) <u>(5) この休暇は、新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。) に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるという事実を本人からの申出 (口頭又は文書による申出) により確認できる場合に承認しても差し支えないものであること。</u> <u>(6)～(8) (略)</u> 5～18 (略) 第12～第13 (略) 別表第1～第6 (略)	第1～第10 (略) 第11 特別休暇関係 (条例第15条、規則第12号第1項) 1～3 (略) 4 妊娠障害休暇 (規則第12条第1項第4号) (1)～(4) (略) <u>(新設)</u> <u>(5)～(7) (略)</u> 5～18 (略) 第12～第13 (略) 別表第1～第6 (略)